

区分	内容と具体例
<p>身体的虐待</p>	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛りつける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
<p>性的虐待</p>	<p>性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する・わいせつな映像を見せる・行為やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する
<p>心理的虐待</p>	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、虫、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ばか」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
<p>放棄・放置</p>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身近に世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を与えない食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・紙や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみをほうちしたままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に生かせない・必要な福祉サービスを受けさせない、制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する。
<p>経済的虐待</p>	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意な意思に財産や預貯金を処分する、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

【参考】厚生労働省社会援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」